

資料2

2021年度 環境保全分科会 説明会

「生産に関わる環境法規リスト」の紹介

2021年11月15日
一般社団法人 日本自動車部品工業会
環境対応委員会 生産環境部会
環境保全分科会

1. 環境法規一覽作成の背景と狙い

- 世界各国で環境法規の新規制定や改正による規制が強化
- 生産のグローバル化に対し、進出国における地域の事情や法規制の把握が必要
⇒ **各国の環境法規一覽の情報ツールに対するニーズの高まり**



＜環境保全分科会活動＞ ※前身の「環境保全規制対応検討WG」で2013年度に討議・決定

- 法規制定・改正情報は、現法が自立して入手するのが基本であるが、どこを見れば良いかという一覽の情報ツールがあると入手に役立つ。



- 会員会社の工場運営、海外進出での法規対応の一助となるよう「**生産に関わる環境法規対応ガイドンス**」、**「生産環境保全に関わる環境法規一覽」**を作成

JAPIA 生産環境保全に関する環境法規一覽 初版(第1.4版)

環境法規一覽とは、工業界における環境規制、大気、水質、廃棄物、騒音、振動、臭気及び土壌のそれぞれに係る法令と法規、それらの関連法令を対比し法規情報提供機能、規制対象国、自動車部品工業協会委員会の海外主要産出地の一覽

注：この一覽の目的は法令を網羅しているが、全ての法規を網羅しているとは限らず、また、国・省レベルの地域の法規については、原則として掲載していません。また、自動車部品工業協会委員会の海外主要産出地の一覽については、自動車部品工業協会委員会のホームページに掲載されていますが、その旨に於いて法規の一覽と一致しない場合があります。

保存対象	大 気(Air)		水 質(Water)		廃 棄 物(Waste)		騒 音(Noise)	
	法規名	情報提供機能	法規名	情報提供機能	法規名	情報提供機能	法規名	情報提供機能
日本	大気汚染防止法	規制あり	水質汚濁防止法	規制あり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	規制あり	騒音規制法	規制あり
東アジア	大気汚染防止法	規制あり	水質汚濁防止法	規制あり	環境影響評価法	規制あり	騒音規制法	規制あり
	環境影響評価法	規制あり	環境影響評価法	規制あり	環境影響評価法	規制あり	環境影響評価法	規制あり
韓国	大気汚染防止法	規制あり	水質汚濁防止法	規制あり	環境影響評価法	規制あり	騒音規制法	規制あり
中国	大気汚染防止法	規制あり	水質汚濁防止法	規制あり	環境影響評価法	規制あり	騒音規制法	規制あり
台湾	大気汚染防止法	規制あり	水質汚濁防止法	規制あり	環境影響評価法	規制あり	騒音規制法	規制あり

「生産環境保全に関する環境法規一覽」

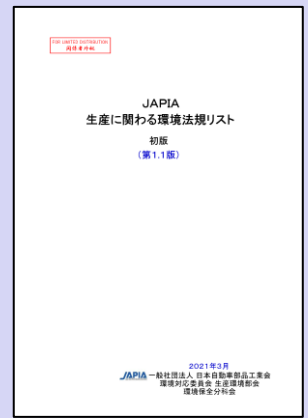
2. 「生産に関わる環境法規リスト」の作成

2020年度に「生産環境保全に関する環境法規一覽」を全面改訂

⇒ 「**生産に関わる環境法規リスト**」として刷新

◆コンセプト

- 国別の「法体系」が一目で分かるよう、最上位法から下位法（設備基準、排出基準、管理基準を定めた環境法規等）までを体系化
- 対象7分野(大気、水質、廃棄物、騒音、振動、臭気、土壌)がマトリクスで確認可能



「生産に関する環境法規リスト」初版(第1.1版)

3. 「生産に関わる環境法規リスト」の改定内容

■ 「生産環境保全に関する環境法規一覧」初版(第1.4版)

国レベルの法規を一覧で掲載

⇒ 【改定】環境法規リストに統合し環境法規一覧は廃止

JAPIA 生産環境保全に関する環境法規一覧 初版(第1.4版)

調査対象とした法規
 ・調査法規:工場における生産に関連し、大気、水質、廃棄物、騒音、振動、臭気及び土壌のそれぞれを保全対象とする国レベルの環境法規名称と法規情報提供機関
 ・調査対象国:自動車部品工業会会員の海外主要進出国28ヶ国
 凡例 一:該当法規無し

(注)事項
 ・国レベルの代表的な法規名称を表記していますが、全ての法規を網羅しているとは
 ません。州、省レベル等の地域法規については、原則として表記していません。
 ・法規要求事項等の法規内容については、各国情報提供機関のウェブサイト等より照
 会。自動車部品工業会会員の海外主要進出国28ヶ国の法規を表記していますが、その
 各社にて法規調査の実施をご検討ください。

地域・国名	大気(Air)		水質(Water)		廃棄物(Waste)		騒音(No)
	法規名	情報提供機関	法規名	情報提供機関	法規名	情報提供機関	法規名
日本	大気汚染防止法	環境省	水質汚濁防止法	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	騒音規制法
韓国	大気環境保全本 (대한민국 환경부 Clean Air Conservation Act) Ministry of Environent	環境省	水質環境保全本 (대한민국 환경부 Water Quality and Ecosystem Conservation Act) Ministry of Environent	環境省	廃棄物管理法 (대한민국 환경부 Waste Management Act) Ministry of Environent	環境省	騒音・振動管理法 (대한민국 환경부 Noise and Vibration Management Act) Ministry of Environent
中国	大気汚染防止法	国務院環境保護部	水汚染防止法	国務院環境保護部	固体废物污染环境防治法	国務院環境保護部	環境騒音汚染防止法
台湾	空気を汚染防止法	行政院環境保護署	水汚染防止法	行政院環境保護署	廃棄物管理法	行政院環境保護署	騒音管制法

■ 「生産に関わる環境法規制ガイダンス」初版(第1.4版)

「地域の特徴」を国レベルでランダムに記載

⇒ 【改定】地域の特徴を環境法規リストに移行・統合(第2版)

I. 2)法規制対応

(1) 大気管理

II. 日本での対応内容

1. 取組内容
 1) 取組内容
 2) 結果の活用
 3) 取組内容の
 4) 取組内容の
 5) 取組内容の

III. 海外展開する上での留意事項

・日本での対応内容を詳細に開示する。
 ・特定施設の設置届出については、各法規に従う。

IV. 地域・国・地方(州、省等)の特徴

国名	特徴
北米	法規制の厳格化が顕著。EPA(環境保護庁)基準よりさらに厳格化されている。
中南米	国境付近で規制が厳格化。
中国	取組の進捗が地方により異なる。環境保護意識の高まりが顕著である。 ・結果として大気汚染防止法(GB16297)とGB13271等の物質単位規制が適用される。 ・取組内容の活用が、スクリュー、回転乾燥機等の設置を要するものである。 ・特定施設の設置届出は、地方レベルで厳格化されている。 ・取組内容の活用は、地方レベルで厳格化されている。 ・取組内容の活用は、地方レベルで厳格化されている。 ・取組内容の活用は、地方レベルで厳格化されている。
タイ	取組内容の活用が顕著である。 ・取組内容の活用が顕著である。 ・取組内容の活用が顕著である。
インドネシア	取組内容の活用が顕著である。 ・取組内容の活用が顕著である。 ・取組内容の活用が顕著である。
オーストラリア	取組内容の活用が顕著である。 ・取組内容の活用が顕著である。 ・取組内容の活用が顕著である。
欧州	取組内容の活用が顕著である。 ・取組内容の活用が顕著である。 ・取組内容の活用が顕著である。

「地域の特徴」

■ 「生産に関わる環境法規リスト」(第1.1版)

① 「国別法規リスト」

- ・主要進出国27ヶ国の生産に関わる環境法規を収載
- ・情報の充実(設備基準、排出基準等を定めた法規、及び法体系、制定・改正年を追加)

例：中国環境法規

国名	基本法律	規則	基準・他	法規名称	制定年	改正年	環境基本法	環境影響評価	許可	分野別法規							
										大気	水質	廃棄物	騒音	振動	臭気	土壌	
中国	○	○	○	○環境保護法	1989	2015	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○	○	○	○環境影響評価法	2002	2018	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	○	○	○	○建設プロジェクト環境保護管理条例(国務院令第253号)	1998	2017	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	○	○	○	○計画環境影響評価条例(国務院令第559号)	2009	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	○	○	○	○環境影響評価技術ガイドライン 土壤環境(試行)	2019	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	○	○	○	○汚染物質排出許可管理辦法(試行)	2018	2019	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	○	○	○	○大気汚染防治法	1987	2018	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
中国	○	○	○	○大気汚染物総合排出標準(GB16297)	1996	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○	○	○	○ボイラー大気汚染物排出標準(GB13271)	1983	2014	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○	○	○	○鍛造工業大気汚染物排出標準(GB39726-2020) 【旧「工業炉窯大気汚染物排出標準(GB9078)」】	1996	2021	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○	○	○	○悪臭汚染物排出標準(GB14554)	1993	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○	○	○	○飲食業油煙排出標準 **工場の食堂が規制される	2001	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○	○	○	○水汚染防治法	1984	2017	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○	○	○	○汚水総合排出標準(GB8978)	1996	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
中国	○	○	○	○電気メッキ汚染物排出標準(GB21900)	2008	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	○	○	○	○固体废物污染环境防治法	2004	2020	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

② 「法規制の特徴」

- ・ガイダンスの「地域の特徴」を法規リストに移行。
- ・主な保全対象法規について、「許可」、「規制」、「設備」の区分ごとに特徴を記載。
- ・記載対象国(下記主要進出国カ国)
 米国、メキシコ、ブラジル、中国、インド、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、台湾

例：中国大気

中国	法規名	特徴
○許可	⑧大気汚染物質(SO ₂ 、顆粒物、硫酸ミスト、トルエン、キシレン、非メタン全炭化水素等)を排出するプロジェクトは行政にその影響をまとめた報告・審査・許可を受ける。	
○規制	⑨排出規制は用途地域に応じ1~3級基準がある。 ⑩大気汚染物質排出基準は、①最高許容排出濃度(mg/m ³) ②最高許容排出速度(Kg/H) ③非組織の排出監視制御濃度制限値(排気煙突を経由しない不規則な排出:敷地境界濃度)の3種類がある。 ⑪また、従来は酸性雨制御地区とSO ₂ 汚染制御地区に適用されていた総量規制基準は2015年の法改正で全国をカバーすることとなり、順次施行されることとなった。	
○設備	⑫排出筒の高さは概ね15m以上必要であり、高いほど基準値が緩和される。 ・食堂からの排気には油煙排出基準(GB18483-2001)が適用される。	
法令名	⑧大気汚染防止法(2015年)、⑨環境影響評価法(2002年)、⑩大気汚染物質総合排出標準(1996年)	